

「第6期富士見市高齢者保健福祉計画（案）」に対する意見募集の結果について

平成27年2月10日

富士見市健康福祉部高齢者福祉課

富士見市は、「第6期富士見市高齢者保健福祉計画（案）」に対する意見の募集を、平成26年12月8日から平成27年1月9日まで行いました。その結果4通19件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見と当該意見に対する富士見市の考え方は下記のとおりです。

パブリックコメント実施方法

- ・ 募集期間 平成26年12月8日～平成27年1月9日
- ・ 告知方法 広報ふじみ、市ホームページ
- ・ 意見提出方法 郵送、ファックス、電子メール

番号	意見概要	対応方針	市の考え
1	<p>●地域介護予防活動支援事業（P33～34）</p> <p>水谷東ふれあいサロン活動は月1回程度、年齢制限を設けて実施されている。これは良い事ですがいくつか問題点を感じます。</p> <p>① 年齢制限 高齢者ばかりを集めていますが、子供から高齢者まで多世代の交流の場とした方が、介護予防効果が高いです。</p> <p>② 開催頻度 月1回では一度欠席すると2か月もあいてしまう。福祉喫茶の形で常設にすれば、いつでも気軽に多世代が交流できる場となります。市内にたくさん空き家が有るので、これを市が借りて活用して欲しい。</p> <p>③ 障害者の位置付け 回覧では年齢制限しか伝えられて来ないので、障害者は対象外とっていました。告知に配慮を。</p>	原文の内容で対応します。	<p>水谷東ふれあいサロンは、高齢者の介護予防を目的とした施設でございます。地域のボランティアが中心となり「映画会」「リハビリ健康づくりのつどい」「太極拳」「麻雀」「唄おう会」「絵手紙」などの事業が実施されております。実施頻度は、隔月開催～毎週とそれぞれの事業により異なっておりますが、他に「サロン開放日」として週2日ボランティアがお茶やコーヒーを出して、話し相手になる活動もあります。</p> <p>水谷東ふれあいサロン活動については、その運営を円滑にすすめるために各町会長や地区社会福祉協議会、老人クラブ代表や民生委員等市民が中心となって「水谷東ふれあいサロン運営委員会」が設置さ</p>

	<p>④ 運営（福祉喫茶） 元気な高齢者（65 歳以上）も多く、有償ボランティアとして働く場があれば、やりたい人は多い。シルバー人材センターの人たちは、責任の範囲が明示されておらず人材として有効な活動が出来ていないが、この明示を行って、福祉喫茶の運営主体とする可能性はある。</p> <p>⑤ 活動内容 映画、カラオケも良いが、人が集い交流する「対話」が大切である。集う事で、冷暖房の家庭での浪費も抑えられる。</p>		<p>れております。ふれあいサロンの運営にかかわることは、運営委員会で決定されておりますので、いただいたご意見については運営委員会に伝えていきます。</p>
2	<p>① 17 頁 2 行目「家族構成」 「同居」に準じた関係として、「近居」が注目されています。次回以降のニーズ調査においては、近居の状況についても把握してはどうでしょうか（設問例：一番頼りにしている親族と、その親族が住んでいる場所）。 千代田区の次世代育成住宅助成のように、「親世帯との近居のために住み替える新婚世帯・子育て世帯」への支援施策が、当市にも応用できるか検証するきっかけになるかと思えます。</p> <p>② 28 頁 3 行目「老人福祉センターの状況」 「びん沼荘」という愛称を併記した方がわかりやすいです。</p>	<p>貴重な意見として承り、計画推進の中で研究してまいります。</p> <p>一部修正します。</p>	<p>① 介護保険事業計画を作成する際には、圏域ごとの被保険者の心身の状況や環境などを把握した上で、その事情を勘案して、計画を作成することが求められております。</p> <p>そのため、当市では第6期計画の策定に向けて、平成25年度にニーズ調査を実施しております。また、調査の実施にあたりましては、国で示された基準項目に市独自の項目も加えて実施しております。</p> <p>第7期計画の策定に向けてニーズ調査を実施する際には、ご提案いただきました先進地の事例等を参考に調査項目及び内容の充実を図りたいと考えております。</p> <p>② 併記いたします。</p>

<p>③ 54 頁下から 4 行目「町会等地域団体との協働による実施手法を中心としながら…健康教室や健康講座を実施します」 定年の延長など、生活の軸足が職場にある方も多いため、事業主を通じた働きかけもご検討いただきたいと思います。</p> <p>④ 55 頁「図表 78 特定健康診査・特定保健指導の目標」 働き続ける高齢者も多いことから、職場で受けた健診結果の取得（高齢者の医療の確保に関する法律 27 条 2 項）を促進するため、別途、目標を立ててはどうでしょうか。 また、定年退職にともなう国保加入者については、生活リズムの大きな変化があることから、職場での最後の特定健康診査結果（同条 1 項により取得）と、国保加入後の特定健康診査結果との比較をしながらのシームレスな特定保健指導に努めてはどうでしょうか。</p> <p>⑤ 56 頁下から 12 行目「高齢者の余暇活動が豊かに行えるように、活動拠点としての老人福祉センターの機能充実を図ります」 隣接する「びん沼自然公園」は利用者が多い割には、食事や赤ちゃんの駅といった便益施設が十分ではありませんので、センター利用者と共同で使えるような売店機能を整備してはどうでしょうか。それぞれが単独で整備するよりは効率的かと思ひますし、その収益をセンターの運営に回すことも考えられます。 センター・公園利用者共通の需要（食事、レク用品の販売・レンタル、携行ボトルへの給水、携帯電話の充電）、センター利用者の需要（歯</p>	<p>原文の内容で対応します。</p> <p>原文の内容で対応します。</p> <p>原文の内容で対応します。</p>	<p>③ 町会等地域団体との協働による健康教育は、健康づくりを切り口とした地域づくりの一環として取り組んでおります。 町会の方々等と相談しながら、地域の様々な年齢層の市民が参加しやすい曜日や時間帯に開催し、事業主が実施する保健指導とは別の機会として活用していただけるよう実施しております。</p> <p>④ 特定保健指導においては、必要に応じて過去の健診結果を持参いただき活用しております。</p> <p>⑤ 老人福祉センターの売店機能の整備につきまして、「高齢者の余暇活動が豊かに行える」ことを前提にしておりますことから、利用者の要望などを踏まえて検討、研究していきたいと考えます。 また、設置した場合に公園来場者の売店利用は維持費に対して効果はあると考えますが、当計画及び、老人福祉センター運営の本来の目的である高齢者の利用に影響のない様にする必要があると考えます。</p>
--	---	---

<p>ブラシ、シャンプー、尿失禁の処置のための替えの下着、お化粧品直しに必要な物品)、公園利用者の需要(自転車のパンク応急修理、授乳・おむつ替え)。</p> <p>また、旧青年の家駐車場を市が一括して借用し、「呉市蔵本通り」「北本駅西口駅前多目的広場」のように、屋台などが時間ごとの使用料を支払って占有できる区画を開設しても良いと思います。市内商店や農家から、軽食・和洋菓子・お惣菜・スポーツ用品・古本・盆栽・介護用品・眼鏡時計靴修理などの機能を特定の日・時間帯に呼び寄せると、コンパクトな臨時商店街となり、お住まいの近くに商店街がない方もお友達と縁日気分で消費生活を楽しめると思います。</p> <p>⑥ 65頁3行目「地域住民が認知症に関する知識を習得・情報交換する場の提供」</p> <p>民間企業(タクシー乗務員、商業施設の販売員など)に対しても、ロールプレイング形式でこのような知識を習得できるように、講師の紹介・派遣をして欲しいです。接客トラブルや事故を防止し認知症の方の尊厳を守る対応方法、場合によっては警察に保護を依頼する内容。消防署員が事業所に出向いて実施する防災・AED訓練と同時実施できると良いと思います。</p> <p>また、「子どもが公園で高齢者からいきなり怒鳴られてビックリした」という話を聞くこともあります。認知症高齢者である可能性(敵意からの行動ではない、大きな危険ではない)も頭に入れておくと、必要以上のショックを受けることもないかと思います。学校においても適切に指導いただければありがたいです。</p>	<p>原文の内容で対応します。</p>	<p>屋台のご提案は老人福祉センターの隣接地という事で、高齢者の利用等を含んでいますが、多方面に係るご提案となりますので、別途研究を進めてまいりたいと考えます。</p> <p>⑥ 同頁の⑥にもある認知症サポーター養成講座が、認知症について正しい知識を持っていただくために実施しているもので、地域の団体だけではなく民間企業からの依頼にも対応しております。また、小・中学校でも行えるよう教育委員会への情報提供も行っております。富士見市まちづくり講座のメニューにもありますので活用していただければと思います。</p>
---	---------------------	---

<p>⑦ 79 頁 10 行目「消費者被害の防止」 一般的に、大都市郊外の市街地や住宅街においては、高齢者をターゲットにした催眠商法が出店しがちです。そういったテナントを入れないようオーナーへの情報提供や、テナント契約解除への支援等も行って欲しいです。</p> <p>⑧ 91 頁 8 行目「市内介護保険事業者の提供する介護サービスの質の向上を図るため、研修会や交流、情報提供等の機会の拡充を図ります」 富士見市～大宮駅間バス路線の新設により、県職業能力開発センター（さいたま市北区）へのアクセスが良くなります。これを機に、在職者向け技能講習、オーダーメイド型技能講習の活用を図ってはいかがでしょうか。後者については、市内事業者合同で申し込むなどの協力ができるかと思えます。</p> <p>⑨ 91 頁下から 11 行目「地域密着型サービスの整備については、…地域交流スペースや介護予防事業、福祉サービス等との併設整備をすすめ」 例示された併設機能は非営利系のイメージがしますが、「店舗」といった営利系の機能の併設があっても良いと思います。 平成 26 年夏ごろに新聞等で話題になりましたが、大手コンビニチェ</p>	<p>原文の内容で対応します。</p> <p>貴重な意見として承り、計画推進の中で研究してまいります。</p>	<p>⑦ いわゆる催眠商法も含めた悪質商法に対する対応につきましては、会場としても想定されるテナント管理者も含めた、市民に対する啓発を積極的に行う等、対応についての正しい知識を深めていただくための取り組みをすすめています。特に、高齢者に対しましては、高齢者あんしん相談センターの訪問活動や出前講座などで周知を行うと同時に、「高齢者見守りネットワーク」を推進し、地域全体で高齢者への被害を未然に防ぐ取り組みをすすめたと思います。</p> <p>⑧ ⑨ご提案いただいた具体的な取り組みにつきましては、計画を推進するなかで研究してまいります。</p>
--	---	--

<p>ーンが「介護コンビニ」として福祉機能を店舗に取り込もうとしています（コンビニにケアマネジャーが常駐し、生活支援の助言、運動や交流ができるサロンを併設）。このような「店舗の中に福祉機能」という流れがあるなら、「福祉機能の中に店舗」という基軸もまた成り立つのではないのでしょうか。</p> <p>富士見市第2次商業活性化ビジョン（案）49頁にも、「買い物弱者高齢者等への販売事業」「買い物不自由地域における移動販売」といった項目がありますので、商業者の中にも福祉への関心は高いのだと思います。例えば、1階部分は市内の商店・飲食店が日替わりで出店すれば、「今日は何の名店か？」と周辺の高齢者への外出喚起になります。上層階が老人ホームであれば、自由に外出できなくなっても1階まで降りれば、あの味にまた？、消費行動（自分で買う買わないを判断し、財布からお金を支払う）ができるという喜びが出てくると思います。</p> <p>⑩ 第5章全体について</p> <p>3駅周辺にはサラリーマン世帯が多く居住していますが、その世帯の子はいずれ独立して、夫婦が残されることとなります。そこで、遠方の子世帯に、市が高齢者（親）に提供しているサービスを周知する施策を取り入れられないのでしょうか。</p> <p>通信の発達した世の中ですので、高齢者のみの世帯であっても、子が同居しているのに近い状況を作り出すこともできます。例えば、子が、高齢者（親）に電話やメールでサービスの利用を勧め、映像も使える無料インターネット電話を活用して書類の記入を手とり足とり手伝えることができます。</p> <p>媒体としては、「ふるさと富士見からのメール」として、富士見市から転出された若者への働きかけ（広報メール）を早期に始めることが</p>	<p>貴重な意見として承ります。</p>	<p>⑩ 情報技術が急速に発展する中、その技術を活用した新たなサービスの創設は、ご提案いただいた事業内容も含め、多くの可能性があるとともに多方面に係るご提案となりますので、別途研究を進めてまいりたいと考えます。</p>
--	----------------------	---

	<p>考えられます。</p> <p>例えば、成人式にてメールアドレスを登録（抽選でプレゼント企画あり）。学校を出たくらいのころは、帰省時に行けるお店情報（市に広告収入）や、親・同級生との会話のきっかけになる市内の話題を送信。親の年齢の進行によって、徐々に、老いるという現象の基礎知識、健診サービス、介護予防教室などの開催情報を盛り込んでいく。</p> <p>なお、親が富士見市に住んでいない場合でも、人口・産業振興政策の効果もあるかと思えます。結婚したら再び富士見に住みたい、お店を富士見で開きたい、友達に富士見を薦めたい、富士見の名産を取り寄せたい…といった潜在需要の掘り起しなどにも、ふるさと情報の継続的提供は有効です。少し近い性格のものとして、大学が卒業生に対して大学の様子を定期的に伝えるために送る広報誌が参考になるかと思えます（後輩学生への就職活動の支援、法人への寄附、将来生まれる子弟の入学などを期待して実施）。</p>		
3	<p>① 法改正により、要支援者に対するサービスが、自治体の判断により介護予防・生活支援総合事業に移行することとなる。又、富士見市の高齢者人口も増加するなど、自治体のサービスの充実は欠かすことが出来ない。</p> <p>現在その事業にたずさわる機関の地域包括支援センターの事業を発展させること、そして、実際に従事する人員の確保が求められる。</p> <p>同センターの陣容は、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3名となり、自治体として専門職を1名増員した体制で対応することであるが、諸問題を考える、更なる定員増が必要であると考え。ぜひ検討してほしい。</p>	<p>原文の内容で対応します。</p>	<p>① 高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）は、地域包括ケアシステムの中核を担い、介護予防・日常生活支援総合事業におけるケアマネジメントの他にも、医療介護の連携や認知症の方への支援、地域ケア会議の充実等、事業も増え、機能強化を図っていく必要があります。相談件数だけでなく困難事例の対応も増加しておりますので、今後の後期高齢者人口の増加に伴う状況をみながら体制等検討していきたいと考えております。</p>

	<p>② 国民各層にわたり所得が減りつつけている中で、特に高齢者世帯は年金額削減や消費税増税による日常生活必需品の高騰で苦しい状況である。その中で、介護保険料が支払えない高齢者も多い。第6期計画では、保険料算定にあたっては応能負担原則を徹底したものを算定していただきたい。</p> <p>保険料の軽減にあたっては、介護保険給付費準備金を取り崩すなど、特に低所得者層の負担軽減を重視してほしい。又、所得段階の細分化、高所得層段階を増やす方向で算定していただくよう検討してほしい。</p>		<p>② 高齢者人口の増加に伴い、今後も要介護認定者数が増加していくことを鑑みますと介護保険料の増額は避けられない状況と考えております。そのような中、当市では、個人の負担能力に応じた介護保険料段階の多段階化を進めており、第6期計画においても引き続き段階の細分化に取り組む考えであります。併せて、国から公費負担による低所得者層の負担軽減策が示されておりますので、その趣旨に沿って低所得者層の負担軽減を図るとともに、介護保険給付費準備基金の一部を取り崩すなど、介護保険料の上昇の抑制にも可能な限り取り組む考えであります。</p>
4	<p>脳卒中が原因で高次脳機能障害となった方の場合、40歳以上の方は原則として介護保険制度の利用が優先されます。次期の計画（案）において、65ページ「⑦若年性認知症等に対する支援」のところで、「若年性認知症や高次機能障害」のことに触れていただき、感謝申し上げます。</p> <p>若年性認知症の方や脳卒中の後遺症による高次脳機能障害となった方の多くは働き盛りであったり、子育てや親の介護などで多忙であったりと、高齢者とは異なる環境に置かれていることから、一層のご配慮をお願いする次第です。</p> <p>「⑦若年性認知症等に対する支援」のところに介護保険サービスの中だけでの支援策と、介護保険サービスと障害福祉サービスとが連携した支援策。この2つの支援策を盛り込んでいただきたく、以下に具体的な意見を記させていただきます。</p>	原文の内容で対応します。	<p>若年性認知症の方や高次脳機能障害の方のかかえる問題は、非常に難しいものがあると理解しております。介護保険サービスだけでなく、利用できる社会資源がどのようなものがあるのか、ケアマネジャーへ情報提供を行うとともに、障がい福祉課をはじめとする関係部署との連携を図っていくことは必要であると考えております。これらをすべて含めて「理解が深まるよう啓発活動に取り組むとともに、関係部署との連携を図り、総合的な支援に努めます。」としております。</p>

<p>① 介護保険事業単独での第2号被保険者への支援</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年性認知症や脳卒中の後遺症による高次脳機能障害に対する理解の啓発や居場所・活動の場の支援、利用できるサービスの情報提供等、支援体制の構築を図ります。 ・若年性認知症や脳卒中の後遺症による高次脳機能障害を含む認知障害への理解が深まるように啓発活動に取り組むとともに、予防・早期発見・早期対応のための総合的な支援に取り組めます。 <p>といったことを計画に入れ込んでいただきたい。</p> <p>② 介護保険事業だけではなく、障害福祉分野の事業などと連携しての支援</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳未満の働き盛りに発症する若年性認知症、脳卒中の後遺症による高次脳機能障害の支援策として、介護サービスの他に雇用継続に関する支援や障がい福祉サービスの活用も含め関連する他部署と連携し、器質性精神障害としての適切な診断につなげるなど本人や家族に対する相談・支援体制の一層の整備・充実を図ります。 ・若年性認知症や脳卒中の後遺症による高次脳機能障害を含む第2号被保険者への支援では、高齢者支援課と障害福祉課の連携を強め、器質性精神障害としての適切な診断につなげるなど切れ目のない支援に取り組めます。 <p>といったことを計画に入れ込んでいただきたい。</p>		
--	--	--